

養父市商工会 FAXレター

消費税軽減税率制度の実施に伴い、 帳簿及び請求書等の記載と保存が変わります！ (平成31年10月1日～平成35年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ(経費)がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等(区分記載請求書等)の発行や記帳などの経理(区分経理)が必要となります。

☆消費税の仕入税額控除の要件(平成31年10月1日～平成35年9月30日)

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分経理に必要な事項を記載した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります。(区分記載請求書等保存式)

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで (現行制度)	課税仕入れの相手方の氏名または名称・取引年月日、取引の内容・対価の額	①請求書発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引の内容 ④対価の額 ⑤請求書受領者の氏名または名称
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで (区分記載請求書等保存方式)	(上記に加え) 軽減税率の対象品目である旨	(上記に加え) ⑦ 軽減税率の対象品目である旨 ⑧ 税率ごとに合計した税込対価の額 ※⑦及び⑧については、請求書等の交付を受けた事業者による、その取引の事実に基づく追記も可能

※3万円未満の少額な取引や自動販売機からの購入など請求書等の交付を受けることが困難な場合は、現行どおり必要な事項を記載した帳簿の保存のみで、仕入税額控除の要件を満たすことができます。

記載例

<一日公庫>

11/29(木) 開催いたします。
詳しくは、後日改めてご案内させていただきます。

- ☆ 11/8(木) 14:00～開催「事業承継セミナー」
- ☆ 11/16(金) 13:30～開催「新入社員フォローアップ研修」
～企業の未来を担う若手社員になれ！～
現在、申込み受付中ですので、是非ご参加下さい。

お問い合わせは下記、商工会までご連絡下さい。

養父市商工会 養父市八鹿町八鹿1672
TEL 079-662-7127 FAX 079-662-7207
ホームページ <http://www.yabusci.or.jp>

※FAXレター ご不要の方、
メールをご希望の方は
ご連絡ください。